

(別添 2 - 1)

学 則

①商号又は名称	株式会社エバカラー
②研修事業の名称	株式会社エバカラー ウェル介護職員初任者研修講座
③研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修
④研修課程及び 学習形式	介護職員初任者研修課程 ・通学形式 ・通信形式 (通信学習実施計画書 (別添 2 - 1 0) を参照。)
⑤事業者指定番号	64
⑥開講の目的	介護・福祉・医療に関する業務に従事する者、将来従事を希望する者に対して、グループ内多数の現場で働く講師により質の高い、実践的な知識及び技能を習得させ、よりよい介護職員を養成する。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	講義室・演習室： ウェル大正研修センター 〒551-0002 大阪市大正区三軒家東1丁目12-7
⑧実習施設	1 実施しない 2 実施する (実習施設一覧表 (別添 2 - 7) を参照。)
⑨講師の氏名及び 担当科目	「研修日程表」「講師履歴一覧表」のとおり
⑩使用テキスト	財団法人介護労働安定センター 介護職員初任者研修テキスト
⑪シラバス	シラバス (別添 2 - 2) を参照。
⑫受講資格	開講日時点で満 15 歳以上の者で未成年の場合、保護者の同意を得ている者
⑬広告の方法	自社ホームページ チラシ配布 求人誌の掲載
⑭情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス： http://www.npowell.jp/school/shoninsha_osaka2.html
⑮受講手続き及び 本人確認の方法 (応募者 多数の場合の 対応方法を含む)	①電話でのお問い合わせ後受講申込書・カリキュラム等送付 ②受講申込書の受付 (FAX・郵送・持参) ③申込書提出時または、初回講義日に本人確認書類 (運転免許証・健康保険証・住民票等) 持参し、本人確認をする。 ④受講申込確認書を送付し、受講料振込先連絡 ④受講料振込確認後テキスト発送 応募者多数の場合は、先着順に受付します。

⑩受講料及び受講料支払方法	受講料 64,000 円（消費税含む）別途テキスト代 6,069 円 開講前日までに、銀行振込、または開講日当日までに現金支払い
⑪解約条件及び返金の有無	解約は開講日の前日まで可能 テキスト未開封で返却可能であれば全額返金 テキスト開封であればテキスト代を除いた受講料返金 応募者が 10 名に満たなかった場合、開講中止になる場合があります。
⑫受講者の個人情報取扱	個人情報保護規程策定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> ・無 受講者から得た個人情報については、講座を運営するためのみ、使用します。 なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。
⑬研修修了の認定方法	認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。 研修の修了年限：8 か月 修了評価方法：（別添 2－9）を参照。 修了評価者：安井 妃世 修了評価筆記試験不合格時の取扱い： 担当講師による補習のうえ、修了評価当日に再試験を実施する。 ただし、再評価の試験の回数は最大 3 回までとする。 したがって、最終試験の結果、不合格となった者は未修了扱いとなるため注意すること。
⑭補講の方法及び取扱い	補講の方法：研修日程終了後、修了試験までの間にまとめて補講 補講に要する費用：1 項目につき 3,000 円
⑮科目免除の取扱い	大阪府介護職員初任者研修実施要領の規定のとおり取り扱う。
⑯受講中の事故等についての対応	受講中に生じた事故等は、弊社にて適宜対応する。損害賠償が必要な場合は、弊社が加入する施設所有者賠償責任保険で対応する。 したがって、受講者の保険料負担は生じない。
⑰研修責任者名、所属名及び役職	氏名：広岡 啓一朗 所属名：株式会社エバカラー 役職：代表取締役
⑱課程編成責任者名、所属名及び役職	氏名：安井 妃世 所属名：株式会社エバカラー 役職：教育人材部マネジャー
⑲苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：羽原 孝治 所属名：株式会社エバカラー 役職：教育人材部長 連絡先：0743-55-1120
⑳研修事務担当者名、所属名及び連絡先	氏名：上田 夫美 所属名：株式会社エバカラー 役職：総務部 連絡先：0743-55-0025

<p>㉗情報開示責任者名、所属名、役職及び連絡先</p>	<p>氏名：杉田 珠希 所属名：株式会社エバカラー 所属名：広報部 連絡先：0743-55-1120</p>
<p>㉘修了証書を亡失・き損した場合の取扱い</p>	<p>「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：無料</p>
<p>㉙その他必要な事項</p>	<p>遅参の取扱い： 授業開始前の出席確認時点で出席が確認できなかった場合は遅参扱いとし欠席とする。その際、当事業所が設定する日程において補習を受けなければならない。 退校処分の取扱い： 公序良俗に反する言動、授業妨害など、当スクールの学習環境に悪影響を与える言動が顕著で、改善の見込みがないと判断される場合</p>

<p>※1 大阪府からのお知らせ</p>	<p>大阪府介護職員初任者研修事業実施要領第2の2（1）より抜粋</p> <p>【内容及び手続きの説明及び同意】</p> <p>事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。</p>
----------------------	---

<p>※2 研修事業者の指定担当</p>	<p>大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 事業者育成グループ 電話：06-6944-9165 ホームページ：http://www.pref.osaka.jp/chiikifukushi/</p>
----------------------	---